

特定小型原動機付自転車の 販売事業者、シェアリング事業者の方へ

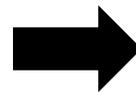
令和5年7月1日 道路交通法改正

原動機付自転車がいわゆる従来の車両を意味する「一般原動機付自転車」と新たな車両区分の「特定小型原動機付自転車」に細分化されます。
「特定小型原動機付自転車」には新しい交通ルールが適用されます。



販売事業者やシェアリング事業者は、購入者や利用者に対して正しい交通ルールを周知するための交通安全教育を行うよう努めなければなりません。

詳しい交通ルールはこちらを確認
(警察庁ウェブページ)



事業者の方へのお願い

- 公道走行するためには、
 - ① 道路運送車両の保安基準に適合
 - ② 自動車損害賠償責任保険（共済）に加入
 - ③ ナンバープレートの取付が必要であることを説明してください。
- 16歳未満の方は運転禁止で、16歳未満の方への車両の提供も禁止されていることを説明してください。
- 購入者や利用者が16歳未満でないことを必ず確認してください。

